

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定)附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づくマーガリン類の日本農林規格の改正
について

下記のとおり、マーガリン類の日本農林規格（昭和 60 年 6 月 22 日農林水産
省告示第 932 号）を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場
合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
マーガリン類の日本農林規格の改正
- 2 対象品目
マーガリン類
- 3 趣旨及び目的
マーガリン類の日本農林規格について、現在の製造・流通の実情等を踏ま
え、以下の改正を行う。
「油脂含有率の測定方法」の変更
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1
T E L (0 3) 6 7 4 4 - 7 1 3 9
F A X (0 3) 6 7 4 4 - 0 5 6 9
- 6 意見提出期限
掲載から 6 0 日後